

これまで

環境保全型農業については、農業生産活動に伴う環境負荷の低減(肥料、農薬の使用低減)に重点をおいて施策を展開。

肥料、農薬の使用量の減少には一定の効果。

一方で、たい肥の施用等による土づくりは進まず、地力は低下。

(水田におけるたい肥施用量(10aあたり)
451kg(S45) → 88kg(H17))

新たな課題

地球環境の保全

農法の転換を通じて、地球環境保全に積極的に貢献していくことが重要な課題

【背景】地球温暖化の進行

気候変動への対応

地力増進を通じて、異常気象にも耐え得る安定的な食料生産基盤を確保することが急務

【背景】

- 世界の一人当たり農地面積の減少(2001年:0.25ha(40年前の約半分))
- 世界の食料需給の逼迫(穀物の期末在庫率
2000年:30.5% → 2007年:15.0%(予測値))
- 地球温暖化の進行

今後の基本方向

今後は、農業生産活動に伴う公益的機能を最大限に発揮することにより、環境保全と併せて農業生産力の安定化を図る観点も重視して施策を推進。

たい肥施用など適切な土壌管理等の推進を通じて、温室効果ガスである二酸化炭素の土壌吸収の促進
地力の増進による気候変動の影響を受けにくい安定的な生産の確保を実現。

たい肥を全国の農地土壌に1~1.5t/10a施用した場合、施用しない場合に比べて炭素貯留量は毎年約2百万t増加すると試算(京都議定書上の我が国の削減目標量の約1割に相当)

こうした取組を通じて物質循環の促進、水質等の浄化、生物多様性の保全にも貢献。

<農地土壌が有する公益的機能>

- ・作物生産機能(食料安全保障)
- ・炭素貯留機能(二酸化炭素の吸収)
- ・物質循環機能
- ・水・大気の浄化機能
- ・生物多様性の保全機能

併せて負荷低減の取組の一層のレベルアップを推進。

なお、上記取組の推進に当たっては、以下の課題。

- ・コストの増加分を農家が全て負担していることから、短期的に見ると、所得の向上に結びつかないケースが多く、農業者の自主性に委ねた場合、取組が進まない。
- ・技術が十分に開発・普及されていない。
- ・良質たい肥が確保できない。

具体的な施策の展開方向

環境保全型農業の考え方の見直し

環境保全型農業の定義を見直し、農業が有する公益的機能を向上していく視点を明確化。

<環境保全型農業の定義>

『農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業』

また、環境保全型農業の目的に、地球温暖化防止、生物多様性保全等を明確に位置づけるとともに、効果の高い営農活動を整理。

環境保全型農業推進のための施策の充実(公益的機能向上の観点から土壌管理関連施策を充実)

〔農業者の取組を支える施策の充実〕

- ・地球温暖化等に資するモデル的な取組に対する支援(稲わらからたい肥への転換、不耕起栽培、冬期湛水等)
- ・適正な価格での取引の推進(表示、ブランド化の推進)
- ・収益の減少等を伴う土壌管理に対する支援の導入についてその是非を含め検討。

(国民理解の増進、科学的知見の一層の集積、農業者と国民との負担の在り方についての整理等が不可欠)

〔技術の開発・普及等〕

- ・地球温暖化防止等に資する技術の体系化、マニュアル化
- ・上記技術の民間の指導者の育成等を通じた普及促進
- ・特に土壌管理の基本となる良質たい肥の生産・供給及び利用に資する指導等を強化。(たい肥の表示の適正化、施用基準の策定、肥料成分を勘案した減肥指導等)

〔その他〕

- ・取組状況を適切にフォローアップするため、農地土壌のモニタリング体制を強化。
- ・土づくり運動等を通じた農業が有する公益的機能に関する国民理解の増進